

令和元年山辺町農業委員会第8回総会 議事録

1. 開催日時 令和元年8月23日(金) 10時00分～11時00分
2. 開催場所 山辺町役場3階 委員会室(1)
3. 出席委員(7人)

1番	江口 順市	2番	佐藤 忠也
4番	岡崎 政志	5番	渡邊 秀彦
6番	多田 美幸	7番	稲村 健
8番	会田 保兵衛		
4. 欠席委員(1人)

3番	佐藤 るみ子
----	--------
5. 職務により総会に出席した町職員の職氏名
農村整備係長 武田 忍
6. 職務により総会に出席した事務局職員の職氏名
事務局長 吉田 郁男 農地係長 鎌上 寛史 主事 木村 健太
7. 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名
 - 第2 議第18号 山辺農業振興地域整備計画変更に係る意見について
 - 報告(1) 農地法第3条の3第1項による届出書の受理について
 - 報告(2) 山辺町農業委員会事務局処務規定第5条第8号による事務局長専決処分報告について
 - ①農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
 - 報告(3) 農地改良届出書の受理について

8. 会議の概要

会長	ご苦労様です。只今より山辺町農業委員会第8回総会を開催いたします。初めに事務局長より出席委員の報告をお願いします。
事務局	はい。本日、3番佐藤るみ子委員より欠席の連絡を受けておりますので、ご報告いたします。出席委員は、8名中7名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、山辺町農業委員会会議規則第4条によりまして、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は、会田会長にお願いいたします。
議長	はい。わかりました。それでは、議長を務めさせていただきます。初めに、議事録署名委員の指名ですが、私から指名してもよろしいでしょうか。 (異議なしの声あり)

議長

それでは、4番岡崎政志委員と5番渡邊秀彦委員よろしくお願いします。

これより、議事に入ります。議第18号「山辺農業振興地域整備計画変更に係る意見について」事務局より説明をお願いします。

事務局

はい。資料2ページになります。議第18号山辺農業振興地域整備計画変更に係る意見について、町産業課の武田係長よりご説明いただきますので、武田係長お願いします。

農村整備係長

はい。山辺農業振興地域整備計画変更に係る意見について。

【議第18号を議案書をもとに朗読、説明】

以上説明終わります。よろしくお願いします。

議長

ただいま、説明が終わりました。皆さんからご意見ご質問をお願いします。

江口委員

無人販売所となっていますが、料金はどのようにするのか。

農村整備係長

料金は、現地に薪販売連絡先を書いて薪を買いたいという方から連絡をもらって現地で販売するようです。

議長

260㎡ですがどのくらい薪を管理するのか。

農村整備係長

結構あります。薪だと何棚と数えますが、建物の面積によって何棚出来るかで数が変わってくるかと思えます。

議長

建物の面積はどのくらいあるのか。

農村整備係長

横7,280mm、縦10,000mmの建物を建築する予定です。申請者が自分で建築するようです。

議長

許可出ればすぐに始めるのか。

農村整備係長

許可が出れば、開発許可になると思いますが、次の手続きに移ります。

渡邊委員

今は撤去されていると言っていたが、建物はいつからあったのか。

農村整備係長

3、4年前くらいからありました。

江口委員

前は、小屋があった。作業小屋のようなものがあったので大丈夫だと思っていた。

江口委員 この方はこの土地を買ったのか。

農村整備係長 時効取得しています。

議長 ●●さんの農地は他にないのか。

農村整備係長 ここの農地しかありません。

議長 他に何かありますか。無いようなので決を採ります。
議第18号「山辺農業振興地域整備計画変更に係る意見について」賛成委員の挙手を求めます。

 (全員賛成)

議長 全員賛成です。よってこの件をやむを得ないとして意見をよろしくお願ひします。
次に、報告事項に入ります。「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」事務局より説明をお願いします。

事務局 はい。資料の5ページになります。農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について2件になります。
【報告(1)、15、16番を議案書をもとに朗読】
以上で報告を終わります。

議長 これについて何か質問等ございますか。

議長 受付番号15、16番について、事務局の方に何か貸したい等の情報は入っていますか。

事務局 正式な申出は農業委員会の方には出ていませんが、JAの不動産部門に相談していると聞いています。届出書の提出の際は、いとこの方が管理しているとの話でした。

議長 他に何か質問等ございますか。無いようです。次に、「山辺町農業委員会事務局処務規定第5条第8号による事務局長専決処分報告について」事務局より説明をお願いします。

事務局 はい。資料6ページになります。①農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について。

事務局

【報告（２）、４番を議案書をもとに朗読】

以上ご報告いたします。

議長

これについて何か質問等ございますか。

議長

面積が１００坪以上あるが普通の個人の住宅なのか。

事務局

専用住宅ですので、個人の住宅です。

議長

他に何か質問等ございますか。無いようです。次に、「農地改良届出書の受理について」事務局より説明をお願いします。

事務局

はい。７ページになります。農地改良届出書の受理について。

【報告（３）、１番を議案書をもとに朗読】

以上ご報告いたします。

議長

これについて何か質問等ございますか。

議長

この間見たところ、重機が入っていました。所々穴を掘ってどのような盤になっているのか見ているようでした。

工事期間が１月までとなっており、雪が降っている可能性があります、その辺について何か聞いていますか。

事務局

はい。申請者も１月では終わるとは思っていないようで、前回と同じように延長の申請をして１年後に完了予定のようです。申請書上６か月での農地改良となっていますので、１月３１日までの申請となっています。

渡邊委員

前回の件もあるので農道関係は指導してもらわないと。

事務局

その件については、改良区とも打ち合わせをされていて意見書も出ています。

議長

他に何かありますか。特に何も無いようですので、以上を持って山辺町農業委員会第８回総会を閉会いたします。